

# 組 合 公 報

令和 7 年 5 月 2 3 日  
富山市下野 9 9 5 番地の 3  
富山県市町村職員共済組合  
電話 0 7 6 ( 4 3 1 ) 8 0 3 1

公告第 3 号

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更については、令和 7 年 5 月 2 2 日開催の第 1 7 4 回組合会において原案のとおり議決されたので、下記のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

富山県市町村職員共済組合  
理事長 角 田 悠 紀

記

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 18 条第 1 項、同条第 2 項、第 18 条の 2 第 1 項、同条第 2 項、第 18 条の 3 第 1 項、同条第 2 項、第 18 条の 4 第 1 項、同条第 2 項、第 18 条の 5 第 1 項、同条第 2 項、第 18 条の 6 第 1 項、同条第 2 項、第 19 条第 1 項、同条第 2 項、第 19 条の 2 第 1 項及び同条第 2 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

現 行	改 正 案	備 考
<p><b>第1条 ～ 第17条</b> (略)</p> <p>(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)</p> <p><b>第18条</b> 地方公営企業法第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p> <p>(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)</p> <p><b>第18条の2</b> 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣</p>	<p><b>第1条 ～ 第17条</b> (略)</p> <p>(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)</p> <p><b>第18条</b> 地方公営企業法第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当_____及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p> <p>(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)</p> <p><b>第18条の2</b> 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣</p>	<p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p>



現 行	改 正 案	備 考
<p>給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。</p> <p>2 公益的法人等派遣職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。</p> <p>（令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者の報酬等）</p> <p><b>第 18 条の 5</b> 令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第 203 条の 2 第 3 項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第 204 条第 2 項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。</p> <p>2 令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項に規定する期末手当及び勤勉手当並びに同法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬とする。</p>	<p>給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。</p> <p>2 公益的法人等派遣職員に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。</p> <p>（令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者の報酬等）</p> <p><b>第 18 条の 5</b> 令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第 203 条の 2 第 3 項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第 204 条第 2 項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。</p> <p>2 令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 4 項に規定する期末手当及び勤勉手当並びに同法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬とする。</p>	<p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p>(継続長期組合員の報酬等)</p> <p><b>第 18 条の 6</b> 継続長期組合員（法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第 40 条第 3 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 継続長期組合員に係る令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p> <p>(組合役職員の報酬等)</p> <p><b>第 19 条</b> 組合役職員（法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。）に係る令第 40 条の 2 第 1 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 組合役職員に係る令第 40 条の 2 第 1 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p>	<p>(継続長期組合員の報酬等)</p> <p><b>第 18 条の 6</b> 継続長期組合員（法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第 40 条第 3 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 継続長期組合員に係る令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p> <p>(組合役職員の報酬等)</p> <p><b>第 19 条</b> 組合役職員（法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。）に係る令第 40 条の 2 第 1 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。</p> <p>2 組合役職員に係る令第 40 条の 2 第 1 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当_____及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。</p>	<p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p>

現 行	改 正 案	備 考
<p>(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)</p> <p>第19条の2 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。</p> <p>2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る令第41条の2に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。</p> <p>第20条 ～ 第30条 (略)</p>	<p>(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)</p> <p>第19条の2 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当_____、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。</p> <p>2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る令第41条の2に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当_____及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。</p> <p>第20条 ～ 第30条 (略)</p>	<p>手当の廃止に伴う字句の削除</p> <p>手当の廃止に伴う字句の削除</p>

## 理 由 書

国の給与法改正に伴い特定任期付職員にも勤勉手当が支給されることとなり、「特定任期付職員業績手当」が廃止されたため、組合員の掛金等の算定基礎の範囲から同業績手当を削る変更を行うもの。